

平成２３年５月２０日、一橋大学国際・公共政策大学院教授田近栄治氏と、明海大学経済学部講師宮崎毅氏から、「税源移譲と税源配分による地方税改革」について、講演をいただき、質疑を行いました。（資料別添）

話の概要は以下の通りです。

本稿の分析は、地方税比率を国税：地方税＝５：５に高める 国から地方への税源移譲による国の税収ロス、同額の交付税カットによって相殺する 税源移譲にともなう都道府県間の税収格差拡大に対しては、地方法人２税の配分を通じで是正 そうした改革によっても調整しきれない「国民負担（税源移譲による国の負担増）」には、交付税のさらなるカットで対応 以上の調整を経た都道府県の一般財源の比較。上記の税源移譲過程のもと、いくつかの地方税配分方法をシミュレーションし、国民負担の増分や地域間格差の程度を分析したものである。

本稿の結論としては、

１． 国から地方への税源移譲によって国民負担が生じるので、偏在性の高い地方税収の都道府県間配分が必要となる。税源移譲によって地方税が増加する団体は不交付団体となるために、一般財源が当初よりも増えてしまう。一方、交付団体は税源移譲前の一般財源を保障しているために、不交付団体の一般財源が増える分だけ、地方への税源移譲によって国民負担が増加することになる。

２． 税源配分後もなお調整することのできない国民負担に対しては、地方交付税のカットが必要。

３． 地方交付税を一律削減することによって、都道府県間格差が縮小する。これは、島根県や鳥取県など一人当たり一般財源が極端に大きい団体は、交付団体であるため。税収の格差が一般財源の格差の原因ではなく、交付税の格差が一般財源における格差の原因である。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。